

令和3年2月10日

関係各位

公益財団法人日本バドミントン協会

緊急事態宣言の発出を受けて

平素より本会事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、1月7日（木）に緊急事態宣言の発出が関東地区の1都3県を始めとして各都府県に発出され、2月7日以降も一部解除となりましたが、その期間が延長されております。

2020年6月に本会より発表しております『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン』及び『新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン3章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって』は、2020年4月7日に発出された緊急事態宣言の内容を踏まえて策定しております。

そのため、当初は緊急事態宣言下ではイベント開催の自粛が各機関から要請されていたため、緊急事態宣言の解除を前提として対外活動・大会等の実施の時期をフェーズで定めておりました。

今回、2021年1月に発出されました緊急事態宣言では、イベント開催にあたり開催制限目安の順守や、感染症対策を講じたうえでの開催は認められております。

（令和3年1月8日スポーツ庁政策課発表）

しかし、開催にあたっては各開催地の自治体等と感染状況や医療状況を含め協議し、感染リスクを可能な限り軽減させる対策を取り、全ての関係者（選手・スタッフ等）へ周知するなどの対応を行ったうえで開催するようにしてください。

緊急事態宣言が発出されていない地域に関しても実施にあたっては、同様に開催地の感染状況や感染リスクを検討し必要な対策を講じたうえで機動的に対応にあたること。

【ガイドライン修正について】

上記内容を踏まえ、本会では2021年1月21日付けで、各ガイドラインを以下のように改訂いたします。

《新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン》

@トレーニング Phase の修正

《新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン活動ガイドライン》

※3章バドミントン競技大会・イベント実施にあたって

@バドミントン競技大会・イベント実施にあたって(3-1 基本的な考え方)の修正

@各種資料の更新

【参照資料】

文部科学省 HP（令和3年1月8日発表資料）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf